

報告9号

教育に関する事務事業における管理執行  
状況の点検と評価にかかる報告書  
(令和4年度 事務事業)

令和5年12月1日  
三股町教育委員会

## 《 目 次 》

1. 点検評価のあらまし	2
2. 評価シート1:教育委員会の活動	5
3. 評価シート2:教育委員会が管理執行する事務	6
4. 評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	8
5. 執行状況報告書(教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務)	
(1) 学校教育に関すること	11
① 学校経営体制の確立	11
② 生徒指導	18
③ 学校給食	23
④ 教育環境の整備	28
⑤ 幼保小中連携	30
(2) 教育研究に関すること	32
① 教育研究所	32
(3) 生涯学習に関すること	34
① 生涯学習社会づくり	34
② 社会教育	39
③ 青少年教育	42
④ 家庭教育	46
(4) 文化に関すること	47
① 三股町立文化会館	47
② 図書館の利用促進	52
③ 文化資源の保護と活用	56
(5) 社会体育に関すること	58
① スポーツ振興体制	58
② スポーツ行事	60
6. 学識経験者の知見	64
(南九州大学教授 宮内 孝氏)	

## 1. 点検評価のあらまし

### (1) 規程

平成 20 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定された。

### (2) 点検評価の構成

評価における大きな分類として、

1. 教育委員会の活動
2. 教育委員会が管理・執行する事務
3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

の 3 つに分けて自己評価を行ったのち、学識経験者の外部評価を受けた。

特に、3 については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げて、事務事業の執行状況を点検し、報告書を作成した。

### (3) 教育長に委任する事務の分類

「3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、その手立てに応じて更に次の類型に分類する(分類の詳細は別表 1 に掲載)。

No.	類 型	期 間	概 要	R04 適用数
1	給 付 型	継 続	物品・金銭を支給するもの。	0
2	サ ー ビ ス 型	経 常	教育サービスや行政サービスを経常的に提供するもの。	4
3	支 援 型	継 続	団体の活動、機関間の連携、それらが開催するイベントを支援するもの。	7
4	イ ベ ン ト 型	継 続	自らイベントを主催して開催するもの。	9
5	事 案 対 応 型	継 続	教育的な問題事案の発生を防ぎ、発生した事案に対応して解決に導くもの。	4
6	創 設 型	有 期	目的物を作成するもの。または、施設・環境・体制を構築するもの。	4
7	管 理 型	経 常	既存の施設・環境・体制等を保全・改修するもの。または、それらについて他者が利用するに際し対応するもの。	3

## (4) 評価視点の分類

平成 30 年度から評価視点に応じた 5 段階評点方式としたが、評価視点毎に基準点が異なっていた。令和元年度から全ての評価視点について 3 点を基準点とした加減点方式に統一した。なお、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理執行する事務」については、これまでどおり A～D の総合評価とした。

No.	評価名	評価の視点	評点	評点の基準
1	定常評価	定常的な業務における安定性や公平性を評価する。	5	例年と比べてよりよい実施ができた
			4	例年と比べて遜色ない実施をした
			3	例年と比べてほぼ同様の実施をした
				実施のタイミングが少し乱れた
			2	実施の量や程度が例年の3/4以下だった
業務の一部を実施できなかった				
1	安定性や公平性を著しく欠く部分があった			
2	目的評価	事務事業の目的について、業務実施による効果を評価する。	5	実施により目的達成に効果が顕著だった
			4	実施により目的達成に十分な貢献をした
			3	実施と目的達成の結びつきがやや弱い
				実施体制について新たな課題が表われた
			2	実施と目的達成の結びつきが感じられない
実施体制の大きな変革が必要				
1	事務事業の再構築が必要			
3	改善評価	前年度に掲げた課題について、改善・解決の程度を評価する。	5	従来の課題のうち重要なものを解決した
				課題が全て解決して無くなった
			4	重要課題についてある程度の進展があった
			3	いくつかの軽微な課題を解決した
				新たな課題に気づいた
2	課題解決に向けた取り組みは行った			
1	課題についてまったく進展が無かった			
4	進捗評価	計画期間における業務の進捗状況を評価する。	5	順調に進捗して予定以上に余裕があった
			4	途中についても遅れがなく予定通りに進捗した
			3	途中で遅れがあったが最終的には間に合った
				計画期間の途中で遅れているが挽回可能
			2	最終的に遅延したが影響は少なかった
進捗遅れのため計画の修正が必要				
1	大きく遅延し、影響が大きい			
5	数値評価	数値目標の達成程度を評価する。	5	良い方向で数値目標を大幅に超過する結果を得た
			4	良い方向で数値目標を超過する結果を得た
				数値目標の+15%程度まで(方向性により符号を逆転)
			3	数値目標のほぼ近傍となる結果となった
				数値目標の+5%～-10%程度(方向性により符号を逆転)
2	数値目標の達成にやや足りなかった			
	数値目標の-35%程度まで(方向性により符号を逆転)			
1	数値目標の達成にまったく足りなかった			

## (5) 事務事業類型と評価視点分類の関係

事務事業の類型と評価視点の関係は次のとおりとする。事務事業の類型によっては、評価不能な視点もある。

	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価
給付型	○	—	△	—	△
サービス型	△	○	△	—	△
支援型	○	○	△	△	○
イベント型	—	○	△	—	○
事案対応型	○	○	△	△	△
創設型	—	△	△	○	△
管理型	○	—	△	—	—

## 【凡例】

- … 毎年度評価可能なもの
- △ … 発生・設定した年度のみ評価可能なもの
- … 評価不能なもの

## (6) 学識経験者の知見の活用

前述の法において、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」と規定されていることから、学識経験者として南九州大学教授の宮内孝氏にお願いし、自己評価および点検についてのご意見をいただいた。

## (参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2. 評価シート1:教育委員会の活動

大項目	中項目	評点	評価概要
(1) 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A	定例会を毎月1回、臨時会を3月に開催した。総開催時間は30時間近く、1回平均2時間27分に及んだ。
	② 教育委員会会議の開催事務	A	担当課長補佐が開催管理を担当し、教育委員会会議の案件集約を行い、開催前に事務局内での事前協議を綿密に行った。
(2) 教育委員会と事務局の連携	① 会議事項の事前確認	A	教育委員会会議開催日の2日前(業務日)を目安として、委員に対して資料の事前配付を行い、各委員が十分に内容を把握したうえで会議を行っている。
	② 教育長に委任している事務	A	教育長に委任している事務についても、必要に応じて事前説明を行い、また教育委員会会議にて報告を行っている。
(3) 教育委員会と首長との連携	① 教育委員の連携	A	令和4年11月24日に第1回目の総合教育会議が開催され、町長と教育委員の意見交換が行われ、学校の諸施策について深く協議を行っている。また、和5年2月9日に第2回目の総合教育会議を開催し、三股町教育大綱の改訂を行った。更に、町長部局で行われる課長会議に、町長・副町長に並び教育長も臨席することで、常に連携を図っている。
	② 事務局の連携	A	重要案件については、町長部局との報告・連絡・相談に努めている。
(4) 教育委員の自己研鑽	① 研修会への参加状況	C	新型コロナウイルス禍の影響でほとんどの研修会等が中止となり、研鑽の機会に恵まれなかった。
(5) 学校及び教育施設に対する支援	① 学校訪問	A	機会を見て計画訪問を実施し、教育指導上の課題や児童生徒の実態等の把握に努めた。
	② 施設管理	A	学校施設および教育施設の外部業者点検を行い、特に緊急性の高い事案について対処した。

## 3. 評価シート2:教育委員会が管理・執行する事務

大 項 目	評 点	評 価 概 要
(1) 学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	これまでの教育施策の成果を評価し、教育施策の見直しを行い、当該年度の重点施策を示した。
(2) 学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること	—	令和4年度は事例なし。
(3) 教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	学習指導要領に基づいた。
(4) 人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと	B	停職0件、訓告0件、嚴重注意2件、の計2件を実施した
(5) 校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行うこと	A	令和5年3月末の教職員の人事異動に際し、退職・転出39名(定年退職等8名)、転入・採用33名(新規採用10名)、校長採用1名、教頭昇任1名の異動手続きを行った。
(6) 教育長、課長、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	令和4年4月に教育長、課長補佐の任免を行った。
(7) 学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること	—	令和4年度は事例なし。
(8) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	三股町立学校管理運営規則の改正(R4.5.2告示第1号)
		三股町外国語指導助手任用規則改正(R4.11.1告示第2号)
(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。

大 項 目	評 点	評 価 概 要
(10) 教育予算の見積を決定すること	A	前年度予算の執行状況及び各係ごとの要望を受け、原案の決定を行った。
(11) 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。(令和4年度認定者数 小学校140人、中学校80人)
(12) 学校評議員を委嘱すること	B	令和4年7月に各小・中学校から推薦のあった評議員36名を委嘱した。新型コロナウイルス禍の影響で委嘱が遅れた。
(13) 社会教育委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	社会教育委員は、町内の社会教育分野で活動している方7名(男性4名、女性3名)に委嘱した。
(14) 校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	経験年数別研修を実施した。
(15) 通学区域を定めること	A	調整区制度、小規模特認校制度の利用者増加に努めた。(令和4年度 調整区14名、小規模特認校15名)

※表は次頁に続く



#### 4. 評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務

大項目	中 項 目	事 務 事 業	類 型	評 点							掲 載 頁	
				年度	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価	平均		
(1) 学校教育に関する こと	① 学校経営体制の確立	(ア) 教職員評価制度と関連付けた教育課程の実施・評価	創 設 型	R3	-	4	-	3	3	3.3	11	
				R4	-	4	-	4	3	3.7		
		(イ) NINOの活用	イ ベ ン ト 型	R3	-	4	-	2	4	3.3	12	
				R4	-	4	-	3	4	3.7		
	(ウ) 適正な教育支援	サ ー ビ ス 型	R3	4	4	4	-	-	4.0	13		
			R4	4	4	4	-	-	4.0			
	(エ) 学習用ICT端末の活用(指導の個別化・学習の個別化)	創 設 型	R3	-	-	-	-	-	-	16		
			R4	-	3	4	4	-	3.7			
	② 生徒指導	(ア) いじめ問題への対応	事 案 対 応 型	R3	3	4	-	-	-	3.5	16	
				R4	3	4	-	-	-	3.5		
		(イ) 不登校問題への対応	事 案 対 応 型	R3	3	3	-	-	2	2.7	18	
	R4			3	3	-	-	2	2.7			
	(ウ) 適応指導教室	事 案 対 応 型	R3	3	3	4	-	3	3.3	20		
			R4	4	4	4	-	3	3.8			
	③ 学校給食	(ア) 給食衛生管理	管 理 型	R3	3	-	3	-	-	3.0	23	
				R4	3	-	3	-	-	3.0		
		(イ) 「食」に関する指導	サ ー ビ ス 型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能							24
				R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能							
	(ウ) 学校給食費未納対策	事 案 対 応 型	R3	3	3	3	3	3	3.0	25		
R4			3	3	3	3	3	3.0				
④ 教育環境の整備	(ア) 学校施設の安全確保と改修	管 理 型	R3	2	-	4	-	-	3.0	28		
			R4	2	-	4	-	-	3.0			
⑤ 幼保小中連携	(ア) 幼保小中連携推進協議会	支 援 型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能							30	
			R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能								
(2) 教育研究	① 教育研究所	(ア) 認知能力検査NINOに関する実践研究及びタブレットPCの効果的な活用 (令和3～令和4年度)	創 設 型	R3	-	3	-	3	3	3.0	32	
				R4	-	3	-	3	3	3.0		

## 評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務

(3) 生涯学習に関する事	① 生涯学習社会づくり	(ア) 学習情報の提供	管理型	R3	3	-	3	-	-	3.0	34
				R4	3	-	3	-	-	3.0	
		(イ) 個人を対象にした生涯学習教室の開催	イベント型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						35
				R4	-	4	-	-	-	4.0	
	(ウ) 団体が開催する生涯学習教室への支援	支援型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						36	
			R4	4	3	2	-	4	3.3		
	(エ) 高齢者学級の開催	支援型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						37	
			R4	4	4	3	-	4	3.8		
	② 社会教育	(ア) 人権教育	イベント型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						39
				R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						
	③ 青少年教育	(イ) 地区・自治公民館活動支援	支援型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						40
				R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						
	③ 青少年教育	(ア) 三股町子どもの明るい未来創造事業	支援型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						42
				R4	3	3	3	4	3	3.2	
	③ 青少年教育	(イ) 青少年健全育成行事の開催	イベント型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						45
				R4	-	4	-	-	3	3.5	
④ 家庭教育	(ア) 家庭教育学級	イベント型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能						46	
			R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能							

## 評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務

(4) 文化に関する こと	① 三股町立文化会館	(ア) 自主文化事業	支 援 型	R3	3	3	-	-	3	3.0	47	
				R4	3	3	-	-	3	3.0		
		(イ) 貸館事業	サ ー ビ ス 型	R3	3	3	3	-	3	3.0	49	
			R4	3	3	3	-	3	3.0			
		(ウ) 開館20周年記念事業		イ ベ ン ト 型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					50	
					R4	-	4	-	3	2		3.0
	② 図書館の利用促進	(ア) 公立図書館運営		サ ー ビ ス 型	R3	4	4	4	-	3	3.8	52
					R4	4	4	4	-	3	3.8	
		(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動		イ ベ ン ト 型	R3	-	4	4	-	4	4.0	54
				R4	-	4	4	-	4	4.0		
③ 文化資源の保護と活用		(ア) 梶山城跡地整備		創 設 型 (平成27~令和5年度)	R3	-	3	-	3	-	3.0	56
				R4	-	3	-	3	-	3.0		
(5) 社 会 体 育 に 関 す る こ と	① スポーツ振興体制	(ア) スポーツ少年団の支援	支 援 型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					58		
				R4	3	4	4	3	3		3.4	
	② スポーツ行事	(ア) みまたん霧島パノラマまらそん		イ ベ ン ト 型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					60	
					R4	-	4	4	-	3		3.7
		(イ) スポーツ行事の開催		イ ベ ン ト 型	R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					61	
				R4	3	4	3	4	2	3.2		

## 5. 執行状況報告書

### (1) 学校教育に関すること

#### ① 学校経営体制の確立

##### (ア) 教職員評価制度と関連付けた教育課程の実施・評価

【類型】 創設型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	-	4	-	3	3	3.3
R4	-	4	-	4	3	3.7

【目的】

- ・ 教職員評価制度の PDCA サイクルを活用し、三股町教育委員会の教育施策の方針・目的のものと、各学校の教育的課題の解決に向けて編成された教育課程の実施・評価を効果的に進めていけるようにする。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 校長シート「役割達成度評価」総括評価得点 1.5 点（全ての評価が B 標準の場合が 1.5 点）

【対応方針】

- ・ 学校長は、本年度の学校経営ビジョンの具現化に向けた「手段・ゴールイメージ」に、町の教育施策である「特別支援教育の視点」や「一人一台の端末活用」を反映させる。
- ・ 各学校の職員は、学校長の学校経営ビジョンを基に、自らが所属する校務分掌部及び各担当の役割において、「特別支援教育の視点」や「一人一台の端末活用」を「手段・ゴールイメージ」をどのように反映させるのかを検討する。

【令和4年度の取組】

- ・ 学校長に対し、6 月に目標設定ミーティング、9 月に中間ミーティング、12 月にフィードバックを実施し、目標や役割の達成・進捗状況・評価について協議を行った。
- ・ 各学校では計画的に教職員評価制度を実施し、設定された目標内容や具体的な手立てと達成状況について協議を行った。

【評価】

- ・ 管理職はじめ各担当の役割については、役割達成度評価シートに明記することで、組織的に年間を通して実施・評価することができた。
- ・ 各学校で行う毎学期の教育課程評価との関連を図ることで、より効果的で実践的な取組を行うことができた。

## 【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた新たな課題はなかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (イ)NINOの活用

【類型】 イベント型(令和2年度～未定)

## 【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	-	4	-	2	4	3.3
R4	-	4	-	3	4	3.7

## 【目的】

- ・ 科学的根拠に基づく児童生徒理解、教材研究充実、指導の個別化、指導の個性化を実施する。

## 【前年度からの課題】

- ・ 「読み」「書き」等に困難さのある児童生徒は、授業についていけず、学習意欲の低下、学級崩壊、不登校といった二次的な行動上の課題が生じてしまう。
- ・ 「学習上の課題」及び「行動上の課題」のある児童生徒は、1 学級あたり 10%(3～4名)は在籍している。※文科省調査(R4.12)では、8.8%である。
- ・ 児童生徒の学力低下の原因として、科学的根拠に基づく児童生徒理解とそれに応じた指導の弱さがある。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ NINO を実施した学年、学級の分析を行い、教員への研修を 1 学校あたり 2 回以上行うようにする。

## 【対応方針】

- ・ 各学校及び児童生徒個人の状況を町教委が分析し、教員へフィードバックする。
- ・ 教員が結果を読み取り、授業に生かせるように支援する。
- ・ NINO の結果の見方や活用の仕方について全教員を対象とした研修を実施する。

## 【令和4年度の取組】

- ・ 全小学校2年～6年及び中学校1年、2年で実施したが、研修については、年

2 回以上はできなかった。

- ・ 町教委において結果分析を行い、三股小、梶山小、長田小学校以外の学校では、教員へのフィードバックを行った。ただし、梶山小では自校で研修を行っていた。
- ・ NINO を開発した応用教育研究所へ研修の依頼をし、オンライン研修を行った。
- ・ 秋季研修会において、三股西小学校の 4 年～6 年を対象に、NINO に基づく児童理解のもと授業を組み立て、研究授業を実施した。

#### 【評価】

- ・ 児童生徒の実態が科学的根拠として明確となった。
- ・ 教員の経験値に基づく児童生徒理解に頼っていた面が大きかったが、科学的に根拠が示されたことにより、授業改善に生かしやすくなった。
- ・ 開発者による研修を行ったことにより、結果の見方に対する理解が深まるきっかけとなった。
- ・ NINO の結果を各教員が意識するようになり、研究授業を実施することで、他の教員への刺激にもなった。

#### 【新たな課題】

- ・ NINO の活用、分析について、教員への周知、活用が不十分である。
- ・ NINO の結果を難しく捉える教員が多くいることから、敬遠することなく、取り組めるような環境を作ることが必要である。
- ・ 小学校においては、年末に実施する CRT と NINO の相関関係を把握し、次年度への指導の継続もしくは改善を図る必要がある。

#### 【新たな対応方針】

- ・ NINO の分析について、各学校の説明及び研修を確実に行う。
- ・ 年度初めに結果分析についてのフィードバックを行い、年度途中での対応状況を確認する。
- ・ 小規模校においては、児童の経年を追えることから、児童の実態及び指導の改善点等を確実に把握していく。

### (ウ) 適正な教育支援

【類型】 サービス型

## 【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	4	4	4	-	-	4.0
R4	4	4	4	-	-	4.0

## 【目的】

- ・ 就学相談を通じて就学予定児童や学齢児童生徒に教育支援を行う。
- ・ 児童生徒一人ひとりのもてる力を高めることで、学習上または生活上の困難さを改善する。
- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が、適切な支援の下に教育を受けられるようにする。

## 【前年度からの課題】

- ・ 保護者が児童生徒の困難さに気付いておらず、就学相談に応じないことがある。
- ・ 未就学児童については、保育園等からの情報提供が得られない場合がある。
- ・ 個別の教育支援計画の様式を町内統一のものにしたが、その作成及び活用が十分ではない。
- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒の中に、学習面及び生活面で困難さを有する者が増加している。
- ・ 個別の教育支援計画を作成することに終止し、活用に至っていない。
- ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画は整備しなければならない諸表簿としての認識が強く、活用に至っていない。
- ・ 通級指導教室を利用している児童生徒に関する情報の引継ぎが不十分である。
- ・ 通常の学級担任の特別支援教育に関する知識等が不十分である。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ 数値目標は設定しなかった。

## 【対応方針】

- ・ 教育的ニーズに応じながら、適正な教育支援を行う。
- ・ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会を実施して周知に努める。
- ・ 関係機関との情報交換を行いながら、校種間の連携及び接続強化に努める。
- ・ 教育支援委員会専門部会による関係機関訪問を行う。
- ・ 特別支援教育補助教員、特別支援教育支援員を配置する。
- ・ 保護者及び地域住民に対して、特別支援教育に関する理解を深めてもらうよう啓発する。

- ・ 個別の教育支援計画の作成と活用及び校種間のつながりを強化する。
- ・ 児童生徒の認知特性を把握して、指導の個別化に生かすためのしくみを取り入れる。

#### 【令和4年度の取組】

- ・ 認定こども園等の訪問で幼児の実態把握を行い、園から保護者への投げかけ等、具体的な教育相談のあり方について助言し、就学相談へつなげた。
- ・ 特別支援教育補助教員を中学校へ1名、特別支援教育支援員を小学校6校に13名、中学校へ2名配置した。

#### 【評価】

- ・ 知能検査等による児童生徒の実態把握を行い、保護者の理解を得ながら、教育支援を行った。
- ・ 教育支援委員会にて、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な教育支援を行った。
- ・ 令和4年度途中で、特別支援学級の学級編制基準が変更になったものの、特別支援学級の増設・継続申請はすべて認められた。令和5年度は小学校で19学級(知的:5、自・情:14)、中学校5学級(知的:2、自・情:3)となり、在籍児童生徒数は132名(小:106名、中:26名)となった。
- ・ 通級指導教室についても、継続申請を行い、小学校3教室(言語、情緒、LD・ADHD)が、中学校1教室(LD・ADHD)が認められた。

#### 【新たな課題】

- ・ 特別支援学級の学級編制基準が変更になったことで、これまで以上に丁寧な保護者等への説明が必要である。
- ・ 支援を要する児童生徒は通常の学級が学びの場となることが多くなることで、教員全体の特別支援教育に係るスキルアップが必要である。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 支援を要する児童生徒の困難さに応じた支援を図るために、各校の特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談の充実を図る。
- ・ 今後、特別支援学級から通級による指導へと移行が進むものと考えられることから、より通級による指導担当者のスキルアップを図る。
- ・ 特別支援学級の学級編制基準変更に伴い、通常の学級で学ぶ支援を必要とする児童生徒は増えるものと考えられることから、教員のスキルアップを行っていく。



## (エ) 学習用 ICT 端末の活用(指導の個別化・学習の個性化)

【類型】 創設型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	-	-	-	-	-	-
R4	-	3	4	4	-	3.7

【目的】

- ・ 指導の個別化・学習の個性化を推進するために学習用 ICT 端末を利用した教育指導体制の充実を図る。
- ・ 学習用 ICT 端末の操作等に関する教員研修を実施しスキルアップを図る。

【前年度からの課題】

- ・ GIGA スクール構想の実現により、令和 2 年度、3 年度で児童生徒 1 人 1 台の端末整備を行った。今後、その端末をどのように活用していくかが課題となる。

【対応方針】

- ・ 教員のスキルアップを行うための各種研修実施。
- ・ タブレット P C の効果的な活用の検討。
- ・ 電子ドリル (A I ドリル) 等のデジタルコンテンツを導入。

【令和 4 年度の取組】

- ・ 児童生徒の夏休みなどを利用し、学習用 ICT 研修として校務支援システムなどの職員研修を実施した。
- ・ 教育研究所において、ICT活用能力のステップ図や活用表を作成し、児童生徒一人一人の個に応じた学習指導法の研究を行った。
- ・ 児童生徒が家庭にタブレットを持ち帰った際に、使用可能な電子ドリルの更新を行った。

【評価】

- ・ 児童生徒 1 人 1 台の端末が整い、デジタルコンテンツの導入が進み家庭学習のためのタブレットの持ち帰りが期待される。
- ・ 計画的に教員研修を行うことで、教育 ICT リテラシーが高まり、タブレットを使

用した授業の平準化が図れる。

- ・ タブレットを有効に活用したデジタルコンテンツの活用事例等を、全教員に共有することにより、タブレットを活用した授業のさらなる展開が期待される。

#### 【新たな課題】

- ・ 端末の整備やデジタルコンテンツの導入も整ったが、それをいかに教育の現場に生かしていくかが今後の課題となる。
- ・ どのような場合に、タブレットを利用した授業が有効であるかを、検証していくためには、様々な活用データが必要である。
- ・ 機器本体の更新やデジタルコンテンツの更新が数年毎に必要となり、その都度の更新費用や教員への負担も増加する。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 町校長会及び町教育研究会、町教育研究所との連携を図る。
- ・ 計画的にICT端末やデジタルコンテンツの更新を行う。

## ②生徒指導

## (ア)いじめ問題への対応

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	4	—	—	—	3.5
R4	3	4	—	—	—	3.5

【目的】

- ・ いじめを未然に防止する。
- ・ 発生したいじめを解消する。
- ・ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 目標達成を優先した報告控え等による、いじめの潜在化を回避するため、数値目標は設定しない。

【対応方針】

- ・ いじめは、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめの未然防止や早期解消に努める。
- ・ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。
- ・ いじめの未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努める。
- ・ 三股小学校及び三股中学校においてピア・サポート活動を推進する。

【令和4年度の実施】

- ・ すべての小中学校に対して、生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問を実施し、いじめの未然防止や早期改善を図るための指導助言を行った。
- ・ いじめについて、学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて協議及び報告等を行った。

## 【評価】

- ・ 保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた。
- ・ アンケートの実施により、児童生徒の心と体の状況を把握し、いじめの未然防止に努めることができた。

## 【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ すべての小中学校において、生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問の実施時に、いじめの状況報告を行わせ、指導助言を行う。

## (イ)不登校問題への対応

## 【類型】 事案対応型

## 【評点】

年度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	3	/	/	2	2.7
R4	3	3	/	/	2	2.7

## 【目的】

- ・ 不登校を未然に防止するとともに、不登校状況を解消する。
- ・ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

## 【前年度からの課題】

- ・ 不登校の児童・生徒数がほぼ横ばい傾向である。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ 三股中学校の全生徒数に対する不登校生徒数比率が5%以下となる。

## 【対応方針】

- ・ 不登校は、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、不登校の未然防止や早期解消に努める。
- ・ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。
- ・ 学校における担任、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、養護教諭等との連携を強化する。
- ・ 不登校の未然防止のため、相談体制の整備等に積極的に取り組む。

## 【令和4年度の取組】

- ・ すべての小中学校に対して、生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問を実施し、不登校の未然防止や早期解消を図るための指導助言を行った。
- ・ 学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて報告及び協議を行った。
- ・ 町の生徒指導主事部会において、町内の不登校の状況を共有し、未然防止と継続数の減少について指導した。

## 【評価】

- ・ 三股中学校の不登校生徒数比率は5.29%となり、目標を達成できなかった。
- ・ 家庭、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図った。
- ・ 不登校の児童生徒数は、前年度と比べて微増となった。
- ・ 不登校の児童生徒について、電話や来課による相談活動を充実させ、保護者と共通理解を図りながら学校復帰へ向けた取組を行った。

## 【新たな課題】

- ・ 不登校の未然防止を図るために、小中連携をより一層推進し、早期の教育相談を充実させる必要がある。
- ・ 不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で、多職種の専門家や関係機関等との連携を密に行い、多面的な視点で児童生徒一人一人の対応を行う。

## 【新たな対応方針】

- ・ 町及び県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの連携を図り、活用を推進する。
- ・ 三股町生徒指導主事部会等の更なる充実を図り、不登校への理解を深めるとともに、小中連携の強化につなげる。

## (ウ) 適応指導教室

【類型】 事案対応型

## 【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	3	4	/	3	3.3
R4	4	4	4	/	3	3.8

**【目的】**

- ・ 不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に、「心の居場所」として自己の存在感を実感でき精神的に安心できる場所を提供する。
- ・ 自らの努力で問題状況を克服できるよう支援し、自立する力を身に付けさせることで、学校復帰させる。

**【前年度からの課題】**

- ・ 適応指導教室にも通級できない児童生徒がいる。
- ・ 家庭との連携を上手くとることができない場合がある。
- ・ 現在の通級生は中学生のみであるが、小学生の受け入れも想定する必要がある。

**【令和4年度の数値目標】**

- ・ 適応指導教室への通級率(出席率)が80%以上となる。

**【対応方針】**

- ・ 問題行動を伴わない、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒の「心の居場所」を設ける。
- ・ 悩みをもつ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題を共に考え、解決の方法について助言・支援を行う。
- ・ 不登校または不適應の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。
- ・ 通級する児童生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めるとともに、主に5教科の基礎的・基本的事項の定着に向けた支援を行う。
- ・ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。
- ・ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行うなど、相談・支援を必要とする児童生徒に対して積極的な関わりや協議を行う。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を強化する。

**【令和4年度の取組】**

- ・ 通級生への教育相談及び学習支援を行うことにより「心の居場所」と希望進路実現に向けた基礎学力作りに努めた。
- ・ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、生徒指導主事、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、スクールカウンセラー等との面談や適切な支援・助言を行った。
- ・ 通級生の学校復帰に向けての方策を講じるとともに、入級該当者への面談等を実施した。

- ・ 2名体制の勤務日を増やし、できるだけ多くの入級希望者を受け入れられる体制を整えた。

**【評価】**

- ・ 適応指導教室への通級率(出席率)は、生徒の実情が多様化する中 100%通級できた生徒と 28.04%の通級にとどまった生徒がおり、平均すると 60.24%となり、目標を達成できなかった。
- ・ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、生徒指導主事等から、入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路等様々な電話相談を 58 件受けた。
- ・ 通級生 14 名(中 3:8 名、中 2:5 名、中 1:1 名)であり、中 3 生については 8 名全員が希望する進路先(高校)へ進学した。
- ・ 適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。
- ・ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」及び「協働活動の充実」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。
- ・ サポート訪問等の学校訪問を行うことにより、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・生徒指導主事等への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。
- ・ 保護者等の教育に関する相談(来所;延べ 47 件、電話相談;延べ 36 件など)、学級経営や指導方法等の悩みをもつ教員の電話相談(延べ 22 件)に可能な限り対応することができた。

**【新たな課題】**

- ・ 通級生の増加に伴い、より細かなニーズや個別対応を強化したい。

**【新たな対応方針】**

- ・ 2名体制の勤務の常態化を図る必要がある。

### ③学校給食

#### (ア)給食衛生管理

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	-	3	-	-	3.0
R4	3	-	3	-	-	3.0

【目的】

- ・ 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進する。
- ・ 食中毒が起こることのないように衛生管理の充実を図る。

【前年度からの課題】

- ・ 給食センターは平成3年度より運営を開始して32年が経過している。設備の老朽化や能力低下の問題がある。
- ・ 衛生管理面において、施設の構造的な問題で調理室と洗浄室を分けられない。
- ・ 給食センター都合で急遽給食を中止せざるを得ない場合の、代替手段や代替品を確保しておく必要がある。
- ・ 配送車は雨漏りの修理、車体の部品交換等を毎年繰り返しながら24年使用しており、買い替えを検討する必要がある。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 安全管理により事故を未然に防止する。
- ・ 衛生管理により食中毒を未然に防止する。
- ・ 給食センターの運営の充実を図る。
- ・ 安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修を企画する。
- ・ 調理場と洗浄室を分けられないという課題については、対応策を長期的に検討・計画する。

【令和4年度の取組】

- ・ 食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行い、保健所の指導を基に施設設備や作業手順の改善を行った。
- ・ 計画的な設備等の更新として、経年劣化による不具合(穴あきや凸凹等)の



ひどい角型二重食缶(米飯用)の更新を行った。

- ・ 夏季の調理室の高温多湿の対策で、令和 3 年度に空調設備(エアコン)を一部設置し、令和 4 年度から運用している。
- ・ 給食センターにおける髪の毛の混入「ゼロ」を目指すために、更衣後のブラッシングの励行を行った。

#### 【評価】

- ・ 保健所の立ち入り調査を基に、作業等を見直すことで衛生管理の改善が図れた。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、衛生管理についての研修会等が中止となり参加できなかった。

#### 【新たな課題】

- ・ 令和 3 年度に調理室の一部(半分程度)に空調設備を設置し、令和 4 年度より運用し食品衛生及び職員の労働環境改善を図っているが、特に夏季(6 月～9 月)は、大量調理施設衛生管理マニュアルの「湿度 80%以下、温度 25℃以下に保つことが望ましい」にはまだほど遠い状態であり、残り半分の空調設備設置工事を年次的に行う必要がある。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

### (イ)「食」に関する指導

【類型】 サービス型

#### 【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					

#### 【目的】

- ・ 食育を推進し、児童・生徒の健全な育成に欠かせない給食への理解を促す。
- ・ 望ましい食生活習慣の育成を行う。
- ・ 給食残菜量の減少を目指す。

#### 【前年度からの課題】

- ・ 栄養価を保ちつつも児童生徒に受け入れられやすい献立を作成する。
- ・ 発達段階に応じた食生活習慣が身につけていない例が見受けられる。

- ・ 中学校における食育のための時間確保が難しい。

**【令和4年度の数値目標】**

- ・ 小学校全クラス×1回(校時)の授業の実施(67回/年)

**【対応方針】**

- ・ 「食育」に関する指導を充実させる。
- ・ 望ましい食生活習慣を育成する。
- ・ 効果的な食育の推進を行う。

**【令和4年度の実施】**

- ・ 栄養教諭による次のような食育の活動を行った。
  - 1) 小学校で発達段階に応じた授業
  - 2) 弁当の日、食育の日に関する情報発信
  - 3) 小学校5・6年生、中学校1年生を対象に朝食レシコンクールを実施。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年実施している夏休みの親子料理教室(食育活動)、学校での試食の受け入れは中止したが、施設見学は小規模校である宮村小学校2年生2クラス(児童31名、引率者2名)を感染予防を徹底した上で受け入れた。

**【評価】**

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により、大幅に事業を縮小したため評価不能。
- ・ 小学校での授業は、全小学校6校で実施し、目標は達成できた。

**【新たな課題】**

- ・ 今年度の事業は新型コロナウイルス禍に大きな影響を受けているため、通常の事業実施についての新たな課題は見出す機会がなかった。

**【新たな対応方針】**

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

**(ウ)学校給食費未納対策**

**【類型】 事案対応型**

**【評点】**

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	3	3	3	3	3	3.0
R4	3	3	3	3	3	3.0

**【目的】**

- ・ 学校給食費の未納をなくす。
- ・ 学校給食費の未納解消により、適切な栄養の摂取による健康の保持増進など、学校給食の目標に資する。

**【前年度からの課題】**

- ・ 納付意識の変化等による未納を増やさない。
- ・ PTA、学校、教育委員会、給食センターを、より効果的な連携体制にする。
- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収制度を、より円滑に運用する。
- ・ 児童手当からの学校給食費等の徴収に係る事務取扱要領を改正する。

**【令和4年度の数値目標】**

- ・ 給食費の収納率を99%以上とする。

**【対応方針】**

- ・ 未納が累積する前に、学校現場において早期の対応を行う。
- ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。
- ・ 支払困難な家庭については、児童手当からの給食費の徴収を強化する。
- ・ 重篤な滞納世帯に対しては、学校と給食センターが連携して対応する。
- ・ 児童手当からの学校給食費等の徴収に係る事務取扱要領の改正について、福祉課や学校側との協議のもと進める。

**【令和4年度の取組】**

- ・ 収納方法としての口座引落制度の広報を学校で行った。
- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収制度を実施した。
- ・ 児童手当からの学校給食費等の徴収に係る事務取扱要領について、主に次の要点を実施した。
  - 1) 申出書の提出について、「滞納発生時の対象保護者」から、「前もって全ての保護者」に変更。(引き去り開始は保護者と協議、了承を得る)
  - 2) 使用する様式等について、福祉課所管の事務処理規程にまとめて整理。
  - 3) 申出書提出者の記載名称を「生計中心者」から「児童手当受給者」に変更。

**【評価】**

- ・ PTA、学校、給食センターが連携して、給食費の未納額減少に取り組むことで、99.64%の収納率を上げている。

- ・ 現年度分(出納閉鎖期間まで)の収納状況詳細は下表のとおり。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
給食費総額	129,121,658	132,232,714	121,698,679	135,141,110	132,541,104	138,164,255
収納額	128,649,756	131,635,238	120,911,504	134,499,195	132,215,189	137,678,001
未納額	471,902	597,476	787,175	641,915	325,915	486,254
収納率	99.63%	99.55%	99.35%	99.52%	99.75	99.64

- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収収納状況は下表のとおり。

	H30		R1		R2		R3		R4	
月	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
6月	未実施		2	10,000	15	225,030	22	358,181	12	189,092
10月	8	97,200	11	99,100	20	265,376	26	269,336	27	205,500
2月	7	166,689	17	275,089	22	332,399	23	382,271	16	204,140
合計	15	263,889	30	384,189	57	822,805	71	1,009,788	55	599,732

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## ④教育環境の整備

## (ア) 学校施設の安全確保と改修

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	2	-	4	-	-	3.0
R4	2	-	4	-	-	3.0

【目的】

- ・ 学校の施設・設備において、児童生徒が安全な学校生活を送れるようにする。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全対策を実施する。

【前年度からの課題】

- ・ 学校の施設・設備は、老朽化が進み維持管理費が増大するとともに、危険箇所の発生が危惧される。
- ・ 通学路合同点検を年度前半に開催する。
- ・ AED の使い方を周知する必要がある。
- ・ 担当者繁忙により定常的な管理業務が後回しになりやすい。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 施設設備管理の事務事業は、優先度を評価して順次可能な限り実施するほか、一部は隔年で実施する。
- ・ 学校訪問等による不具合の聞き取りを行う。
- ・ 小学校の遊具の点検・整備を実施して、判明した不良個所をすみやかに整備する。
- ・ 児童・生徒に危険が及ぶと判断した案件は、早急に対応する。
- ・ 校舎等施設の個別整備計画を作成し、大規模修繕を行う。
- ・ 三股町通学路交通安全プログラムにのっとり通学路点検・整備を行う。
- ・ 小・中学校で交通安全について指導する。
- ・ 「みまもりたい」活動による青色防犯パトロール車(青パト)を活用した登下校時の安全確保を実施する。

【令和4年度の取組】

- ・ 小学校に設置された遊具の点検を実施した。
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取組んだ。

- ・ 都城警察署、県土木事務所、町総務課及び都市整備課の協力による合同点検を8月に実施した。

**【評価】**

- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。
- ・ 通学路合同点検について実施できた。

**【新たな課題】**

- ・ 通学路安全プログラムをHPに掲載しており、議会や住民等の関心が高くなり、過去の情報等の確認、見直し、道路管理者の交付金申請が増えることが予想される。
- ・ 個別整備計画は策定されたが、学校施設の老朽化は進んでいる。

**【新たな対応方針】**

- ・ 学校施設・設備の予期せぬ破損に対応すべく、学校との連携を密に行う。

## ⑤幼保小中連携

## (ア)幼保小中連携推進協議会

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					

【目的】

- ・ 教育機関等における教師等の認識の差によって生じる、児童生徒のとまどいをなくす。

【前年度からの課題】

- ・ ヨコの連携が上手くいかないことが多い。
- ・ 幼児教育及び保育の段階においては、各園の経営方針があるが、本町の基本方針を周知する必要がある。
- ・ 接続プログラムの中で、支援を要する児童に対する個別の教育支援計画等も入れて入るが、校種の「つなぎ」の不十分さが認められた。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 合同研修や講演会等においてアンケートを実施し、7割以上の好評価を得られるようにする。

【対応方針】

- ・ 幼・保・小・中 15年間の教育活動に、一貫性・系統性をもたせる。
- ・ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施して、三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
- ・ 幼保小中連携推進協議会において、小1プロブレム及び中1ギャップを防ぐため、保育士、教職員の合同研修会を実施する。
- ・ 保育士、教職員がそれぞれの取組について相互理解し、共通実践する。
- ・ あいさつ、清掃、郷土学習について、その意義を理解する。
- ・ 接続プログラムを実践する。
- ・ 個別の教育支援計画の作成及び活用の推進を図る。
- ・ 小1プロブレム・中1ギャップを防ぐためにも、組織的な対応が必要であり、園長・校長会の充実を図る。
- ・ 「つなぎ」の部分に焦点をあて、個別の教育支援計画の作成及び次の段階への「つなぎ」について保育士、教職員を対象とした研修を実施する。

**【令和4年度の取組】**

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により、事業実施が不可能であった。
- ・ 町のハートのまち 150 周年事業として町内の保育等が企画した「幼保小連携、にじの架け橋プログラム」講演会にて、町のこれまでの取組について発表した。
- ・ 県が進めている幼児教育センター開設に係る検討員会に参加し、現状と今後についての取組について検討した。

**【評価】**

- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策による事業への影響が大きいため今年度は評価を行わない。

**【新たな課題】**

- ・ 令和5年度から県が幼児教育センターを開設し、アドバイザー3名配置となる。今後、各市町村においてもアドバイザー配置が努力義務となることから、町長部局との連携を図る必要がある。特にアドバイザー配置については、予算措置等もあることから、連携が不可欠である。

**【新たな対応方針】**

- ・ 小学校就学前教育・保育から、小学校教育への移行、引継ぎ及び幼児教育アドバイザー配置等を含め、行政として検討会等を実施する。



## (2) 教育研究

### ① 教育研究所

#### (ア) 認知能力検査NINOに関する実践研究及びタブレットPCの効果的な活用

【類型】 創設型(令和3～令和4年度)

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	-	3	-	3	3	3.0
R4	-	3	-	3	3	3.0

【目的】

- ・ 次の項目等にかかる実践研究を行い、児童生徒一人一人に応じた指導の在り方を究明する。
  - 1) 認知能力検査 NINO の分析と活用の在り方
  - 2) タブレットPCの効果的な活用の在り方

【前年度からの課題】

- ・ 認知能力検査 NINO の分析と活用の在り方について明らかにする。
- ・ 児童生徒一人一人の特性を的確に把握し、児童生徒一人一人に応じた指導の在り方を探ること。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 研究授業を3回以上実施する。
- ・ 学習モデル「みまたんモデル」を改訂する。

【対応方針】

- ・ 教育委員会から委嘱された研究員による研究会を毎週実施する。
- ・ 認知能力検査 NINO の分析と活用のための資料収集を行う。
- ・ タブレットPCの活用事例の収集を行う。
- ・ 町校長会及び町教育研究会と連携する。

【令和4年度の取組】

- ・ 認知能力検査 NINO の結果を見る視点、その結果の分析の在り方に関する研究を行う。
- ・ 認知能力検査 NINO の結果とその分析による、指導・支援の在り方に関する研究を行う。
- ・ 個別最適な学びに関する研究を行う。
- ・ タブレットPCによるデジタルコンテンツの活用に関する研究を行う。
- ・ 「みまたん学習モデル」の改訂を行う。

- ・ 学習用デジタルコンテンツの活用例を作成する。
- ・ 三股町情報活用能力活用表及び情報能力ステップ図を作成する。

**【評価】**

- ・ 計画した3回の研究授業を実施することができた。
- ・ 研究員による実践事例を以下の視点でまとめて提出した。
  - 1) 認知能力検査 NINO の結果の分析の方法と見方
  - 2) 認知能力検査 NINO やICTの活用を位置付けた「みまたん学習モデル」の提案
  - 3) 学習用デジタルコンテンツの活用法
- ・ 「みまたん学習モデル」を見直し、認知能力検査 NINO の分析とタブレットPCの活用と関連付けた授業を実施することができ、児童生徒一人一人に応じた手だてとして、タブレットPCのデジタルコンテンツを活用した実践を示すことができた。
- ・ 「情報活用能力活用表」及び「情報活用能力ステップ図」を作成することができた。

**【新たな課題】**

- ・ 個別最適な学びに向けた授業に認知能力検査 NINO の結果・分析をより一層有効に活用するための研究をする必要がある。
- ・ 個別最適な学びに向けた授業のために、タブレットPCの、効果的な活用の在り方について研究する必要がある。
- ・ 教師及び児童生徒のコンピュータリテラシーを高める必要がある。

**【新たな対応方針】**

- ・ 昨年度の研究に基づき、継続して個別最適な学びに向けた授業をどのように構築するか、そのために認知能力検査 NINO の結果分析及びタブレットPCの効果的な活用の在り方について研究を行う。

### (3)生涯学習に関すること

#### ①生涯学習社会づくり

##### (ア)学習情報の提供

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	-	3	-	-	3.0
R4	3	-	3	-	-	3.0

【目的】

- ・ 町民の生涯学習活動を支援する。
- ・ 町民の生涯学習への関心と意欲を高める。

【前年度からの課題】

- ・ 生涯学習活動や町の行事を町民に広く周知する。
- ・ 生涯学習の講師について正確に情報を把握する必要がある。
- ・ 公式 Web サイト等を活用し、活動状況や講師の情報を町民に提供する必要がある。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 生涯学習について町民へ幅広い情報提供を行う。
- ・ 総合型地域スポーツクラブと連携して取り組む。
- ・ 町民や各種団体、関係機関の協力を得て、講師の情報を提供してもらう。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの取り組みや活動について、町民に情報を発信する。

【令和4年度の取組】

- ・ 町民に幅広く生涯学習情報を提供するため、「生涯学習みまた」を発行し、町内各世帯へ配布した。
- ・ 広報紙や回覧、ポスター、チラシで情報を提供した。

【評価】

- ・ 町民に生涯学習情報を提供したことで、生涯学習の普及・啓発に貢献した。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (イ)個人を対象にした生涯学習教室の開設

## 【類型】 イベント型

## 【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	—	4	—	—	4	4.0

## 【目的】

- ・ 生涯学習で身に付けた知識や技能を、豊かで住みよいまちづくりに活かしてもらおう。

## 【前年度からの課題】

- ・ 町民の生涯学習のニーズを的確に把握する必要がある。
- ・ 学習への動機づけとニーズに応えるため、新たな教室を開設する必要がある。
- ・ 町民が主体的に実施する生涯学習教室への支援体制を確立する必要がある。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ 「わくわく教室」を20教室以上開設する。

## 【対応方針】

- ・ 町民の生涯学習へのニーズを把握する。
- ・ 短期の教室を含め、バラエティーに富んだ教室を開設する。
- ・ 生涯学習に関する情報紙や回覧等で教室実施の案内を随時行う。

## 【令和4年度の実施】

- ・ 今年度の実施教室数と申込者数は下表のとおり。

募集教室数	28	継続	24	新規	4
開講教室数	23	継続	22	新規	1
受講申し込み者数	379	受講者数	298	受講できなかった 受講しなかった 申込者数	81

- ・ 教室の学習成果は、文化の祭典(元気まつり)や文化祭等での披露や作品展示で行った。

## 【評価】

- 実施教室数と受講者数は下記のとおり

	R1	R2	R3	R4
教室数	23	23	23	23
受講者数	334	328	316	298

教室数は目標値の 20 教室を達成し、現状を維持できているが、受講者数が減っている。

## 【新たな課題】

- 講師や受講生が高齢化により閉講していく教室が増加していくことが見込まれるため、目標値の継続的な達成に向け講師の後継者養成、新たな受講生の獲得が必要となる。

## 【新たな対応方針】

- HP や SNS 等を有効活用し、これまでとは違う層の町民へも情報提供を行う。

## (ウ) 団体が開催する生涯学習教室への支援

## 【類型】 支援型

## 【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	4	3	2	-	4	3.3

## 【目的】

- 地域コミュニティを再生・再編・活性化する。

## 【前年度からの課題】

- 地域住民団体が実施する生涯学習教室への支援が十分でない。
- 生涯学習教室の未実施団体へ事業を推進する必要がある。
- 地域コミュニティ再生・再編・活性化の目的に沿った教室開催を指導する。

## 【令和 4 年度の数値目標】

- 生涯学習教室の実施団体数 20 以上
- 延べ教室参加人数 800 人以上

## 【対応方針】

- 「いきいき教室」の事業内容を周知する。

- ・ 「いきいきふれあいサロン」の代表者への事業の周知を徹底する。
- ・ 事業の企画・立案・実施や講師紹介も含めた、トータルケアの支援を行う。
- ・ 事業の効果を検証し、改善につなげる。
- ・ 町民グループ等、事業の対象枠を拡大するか検討する。

#### 【令和4年度の取組】

- ・ 町社会福祉協議会と連携し、「いきいきふれあいサロン」の代表者に「いきいき教室」の事業内容を周知した。
- ・ 各団体が希望する分野の講師紹介を行った。

#### 【評価】

- ・ 実施団体数と参加者数は下記のとおり

	R2	R3	R4
サロン登録団体数	30	30	31
実施団体数	12	12	15
参加者数	318	415	494

実施団体数、参加者数ともに増加したが、目標値は達成できていない。

#### 【新たな課題】

- ・ 新たな課題は特に見つからなかった。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

### (エ) 高齢者学級の開催

【類型】 支援型

#### 【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	4	4	3	-	4	3.8

#### 【目的】

- ・ 高齢者の生涯学習について、自主的・主体的な意欲をもつよう図る。
- ・ 高齢者の生涯学習の場が、個人の学習だけに留まらず、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会となるようにする。
- ・ 高齢者が学習の成果を生かし、地域ボランティアなどの社会活動へ積極的な参加をするよう促す。

## 【前年度からの課題】

- ・ 男性の受講生が少ない。
- ・ 学習効果を地域ボランティアなどの社会活動にいかせていない。
- ・ 地域のリーダー及び指導助言者の養成に向けて、よりいっそう貢献する必要がある。
- ・ 事業の効果を検証する必要がある。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ 年度において15回以上の学習会を開く。

## 【対応方針】

- ・ 文化・スポーツなど、高齢者が生涯学習できる場を提供する。
- ・ 学習会を月に1～2回開催する。
- ・ 生涯学習への意欲が湧くよう学習会内容の充実に努める。
- ・ 学級生が高齢者学級の受講だけに留まらず、地域の活動等にも積極的に取り組めるような環境づくりを推進していく。
- ・ 高齢者学級生が、自ら学習会を運営できるようにする。
- ・ 新たな受講者を増やすため、活動内容の周知を図る。

## 【令和4年度の取組】

- ・ 各学級生が、積極的かつ主体性をもって学習会へ取り組むことができた。
- ・ 創作活動や野外活動、スポーツなど幅広い分野にわたり、学習活動を行った。
- ・ 元気まつりの展示コーナーに、学級の活動内容を紹介するパネルを掲示し募集を行った。

## 【評価】

- ・ 5月から3月にかけて、計18回の学習会を開いた。

## 【新たな課題】

- ・ 複数年にわたって受講する人が多い一方、新たに参加する受講生が少ない。
- ・ コロナ禍以降、開催できる学習会の回数は回復したが、受講生の数が減少傾向にある。

年度	R1	R2	R3	R4
受講者数	40人	40人	30人	25人
開催回数	17回	14回	9回	18回

## 【新たな対応方針】

- ・ 様々なイベントで事業について周知し、募集を行う。

## ②社会教育

### (ア)人権教育

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					

【目的】

- ・ 誰もが等しく平等に生活できる人権尊重の精神を育てる。
- ・ いじめや虐待などをなくし、他人を尊重し思いやりの心を育てる。

【前年度からの課題】

- ・ 新型コロナウイルスの感染が収束しない中、参集型の研修会などが開催出来ない状況が続いている。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 例年通りの行事開催数延べ 15 回以上、延べ参加人数 2,500 人以上を確保する。

【対応方針】

- ・ 人権教育・啓発活動により、自分を大切にすることの心や、他人に対する思いやりの心を養う機会を提供する。
- ・ 幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージに応じた様々な人権課題について学習機会を提供し、自主的な学びができるようにする。

【令和4年度の取組】

- ・ いきいきふれあいリレー啓発展として、町文化会館エントランスホールで人権啓発のパネル展示やパンフレットの配布を行い、人権の大切さについて啓発した。
- ・ 夏休みに町内 11 箇所の児童館において、児童向けの人権学習教室「なかよし広場」を実施。人権擁護委員や社会教育指導員の方々が、紙芝居・ビデオ上映で人権の大切さを子どもたちに伝えた。(参加児童 192 人、参加支援員 62 人)
- ・ 小・中学校の児童・生徒を対象に「人権に関する標語」を募集し、2,291 点の応募があり、優秀作品として選ばれた 27 点に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 優秀作品については、文化祭での掲示や作品集を発行したほか、選定した 9 作品の看板を作成し各学校の正門に設置した。



## 【評価】

- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策による事業への影響が大きいため今年度は評価を行わない。
- ・ 実施できた事業の参加人数等は、下表のとおりであった。

	H30	R1	R2	R3	R4
なかよし広場	257	272	220	234	192
町人権啓発研修会	180	194	-	-	-
さつき学園・人権講話	32	33	-	-	22
人権に関する標語	2,133	1,957	2,015	2,051	2,291
合計	2,602	2,456	2,235	2,285	2,545

## 【新たな課題】

- ・ 新型コロナウイルスの感染が収束しない中、3年連続で町人権啓発研修会が開催出来なかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ 「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へ移行するのに伴い、今後の研修のあり方について、検討を進める必要がある。

## (イ) 地区・自治公民館活動支援

## 【類型】 支援型

## 【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					

## 【目的】

- ・ 地域のコミュニティ活動の活性化を促す。
- ・ 自治公民館相互の連携強化を図る。

## 【前年度からの課題】

- ・ 新興住宅地を中心に支部加入率が低く、コミュニティ意識の希薄化が進んでいる。
- ・ 転入者の支部加入を促進する必要がある。
- ・ 自治公民館で館報を定期的に発行しているところが少ない。

**【令和4年度の数値目標】**

- ・ 館長会を年度において7回開催する。

**【対応方針】**

- ・ 三股町自治公民館連絡協議会の活動を支援する。
- ・ 館長会議での研修・情報交換を行う。
- ・ 先進地視察研修会や九州公民館研究大会・宮崎県公民館大会への参加を通じて、自治公民館長の資質向上を図る。
- ・ 転入者の支部加入促進対策のため町民室と連携する。
- ・ 館報を発行するための手法・手順について研修を行う。

**【令和4年度の取組】**

- ・ 館長会6回/年開催して研修・情報交換を行ったが、8月の館長会については、コロナ感染者が急増したため中止にした。
- ・ 九州公民館研究大会は、動画配信を一緒に視聴する機会を設け、宮崎県公民館大会や公民館経営セミナーはオンラインで参加するなど、コロナ禍においても、出来る形で研修を実施した。
- ・ 自治公民館活動を支援するため、活動交付金と自公連補助金を交付した。

**【評価】**

- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策による事業への影響が大きいため今年度も評価を行わないが、参集方式が中止になった九州公民館研究大会についても、動画配信を活用し、事例発表を皆で視聴する形で研修が出来たのは良かった。

**【新たな課題】**

- ・ コロナ禍において、3年連続で先進地視察研修や館報の研修が出来なかった。

**【新たな対応方針】**

- ・ 「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へ移行するのに伴い、今後の研修のあり方について、検討を進める必要がある。

## ③青少年教育

## (ア)三股町子どもの明るい未来創造事業

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	3	3	3	4	3	3.2

【目的】

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった社会全体で、子どもたちの健やかな成長を支援する。
- ・ 学校支援活動によって、教員の勤務負担軽減を図り、教員が子どもに対してきめ細やかに指導できる時間を確保する。
- ・ 放課後支援活動によって、子どもたちの自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、生きる力を育む。

【前年度からの課題】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」※に町民の幅広い参画が必要である。
  - ・ 地域住民や保護者への学校支援活動の周知が不足している。
  - ・ 学校支援活動や放課後支援活動の支援者を発掘して増やす必要がある。
- ※「三股町子どもの明るい未来創造事業」は学校サポート事業と土曜学習事業と放課後子ども教室推進事業の3事業で構成。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 放課後子ども教室を7教室で実施する。

【対応方針】

- ・ 地域住民や関係団体等の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む環境づくりを進める。
- ・ 地域住民等の協力により、授業等における学習補助や教員の業務補助、学校行事の支援などを行う。
- ・ 地域住民や関係団体等が中心となって、地域の自然・人材等を活かした体験活動・体験学習などの機会を、放課後や土曜日等に提供する。
- ・ 学校支援のボランティアについては、学校区の地域住民の対応を原則としており、地域住民の組織づくりを進めていく。
- ・ 土曜学習において創造性や想像力を育む新たな活動を提供する。

- ・ 教職員や保護者、公民館に対し事業についての周知を図る。

#### 【令和4年度の取組】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」の業務を NPO 法人「みまたチャレンジ総合クラブ」に委託して、事業の一元化と効率化を図った。
- ・ 学校サポート事業では「学校支援コーディネーター」を配置。勝岡小から 1 年生と 3 年生の授業支援要請を受け、3 年生の総合的な学習の時間「やってみたいなこんな仕事」の単元で、地域の人に依頼し職業についての話をしてもらった。(1 年生の授業は新型コロナウイルス感染拡大のため中止。)
- ・ 土曜学習事業では、基本毎月第 4 土曜日に体験学習を実施した。  
(年 9 回のうち 1 回を台風接近のため中止。)
- ・ 放課後子ども教室と土曜学習事業には、南九州大学子ども教育学科の 2 年生 45 名が観察実習として参加し、学習支援を行った。
- ・ 各地域の住民代表者による「放課後子ども教室推進協議会」を設置して、放課後支援活動への理解と協力を得た。
- ・ 放課後子ども教室の運営責任者である教育活動推進員の会議を隔月に開催し、各教室の活動内容や問題点の共有を図り、解決策等について協議した。

#### 【評価】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に努め、内容を工夫しながら活動を行った。
- ・ 学校サポート事業は、新型コロナウイルス感染防止対策等のため学校側からの支援要請が少なかった。
- ・ 放課後子ども教室推進事業では、全小学校区での教室開催を維持することができた。各学校区の参加児童数は下表のとおり。

	H30	R1	R2	R3	R4
勝岡小学校区	-	12 人	30 人	26 人	13 人
梶山小学校区	16 人	21 人	12 人	14 人	6 人
宮村小学校区	20 人	13 人	10 人	18 人	12 人
長田小学校区	12 人	12 人	13 人	12 人	12 人
三股西小学校区(学校周辺)	51 人	29 人	43 人	39 人	45 人
三股西小学校区(植木地区)	-	-	16 人	18 人	21 人
三股小学校区				31 人	43 人
合計	99 人	87 人	124 人	158 人	152 人

## 【新たな課題】

- ・ 通常の事業実施にあたって、新たな課題は見つからなかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (エ) 青少年健全育成行事の開催

## 【類型】 イベント型

## 【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	-	4	-	-	3	3.5

## 【目的】

- ・ 地域の青少年を健全に育成する。

## 【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ 例年通りの行事開催数延べ 10 回以上、延べ参加人数 2,000 人以上を確保する。

## 【対応方針】

- ・ 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成を積極的に推進する。
- ・ 町民総ぐるみ青少年育成町民運動を実施する。
- ・ 家庭の日(第3日曜日)を定め、「共感活動」を推進する。
- ・ 健全な家庭づくり運動、地域に密着した青少年活動を推進する。

## 【令和4年度の取組】

- ・ 町内の各種団体代表者 30 人で構成する「青少年育成町民会議」において、5つの重点目標を設けて青少年健全育成活動を展開した。
- ・ 小・中学校の児童・生徒および保護者を対象に「親子ふれあい標語」を募集し、2,634 点の応募があり、優秀作品に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 家庭の日、夏休み期間、年末年始やまつり会場において青少年指導員による防犯パトロールを実施した。

## 【評価】

- ・ 「親子ふれあい標語」は、下表のとおり多くの応募があった。

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校児童	569	488 (328)	561 (352)	563 (349)	805 (517)
中学校生徒	1,005	1,013 (740)	1,073 (742)	1,076 (790)	1,082 (749)
保護者	730	588 (431)	648 (446)	732 (513)	747 (496)
合計	2,304	2,089 (1,499)	2,282 (1,540)	2,371 (1,652)	2,634 (1,762)

※表内 上段:応募数 下段:応募者数

## 【新たな課題】

- ・ 新たな課題は特に見つからなかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## ④家庭教育

## (ア)家庭教育学級

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					

【目的】

- ・ 家庭においても教育を行うことの重要性を啓発する。
- ・ 子育てにかかる教育の情報を周知する。

【前年度からの課題】

- ・ 各学校における家庭教育学級のプログラムの内容が一部目的に沿っていないものがある。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 年度において家庭教育学級を6回以上開催
- ・ 学習会の延べ参加人数1,000名以上

【対応方針】

- ・ 家庭教育学級の運営の向上と学習内容の充実を図る。
- ・ 家庭教育学級運営協議会を設置し、各学級の情報交換や情報提供により学習の充実に努める。
- ・ 町内の家庭教育学級生が集まり、合同研修会を開催する。
- ・ 家庭における教育機能の向上を目的としたプログラムを作成する。

【令和4年度の取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により勝岡小と宮村小2校のみの実施となった。
- ・ 町内家庭教育学級合同研修会は中止となった。

【評価】

- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策による事業への影響が大きいため今年度は評価を行わない。

【新たな課題】

- ・ 新型コロナウイルス禍での開催方法の検討が課題である。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (4)文化に関すること

## ①三股町立文化会館

## (ア)自主文化事業

【類型】 支援型

## 【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	3	-	-	3	3.0
R4	3	3	-	-	3	3.0

## 【目的】

- ・ 次に掲げる目的において、自主文化事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
  - (a) 三股町の文化芸術の振興発展
  - (b) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
  - (c) 町民福祉の向上

## 【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

## 【令和4年度の数値目標】

- ・ 自主文化事業 20 本以上(100 件、7,000 人)
  - (a) 鑑賞型 13 本
  - (b) 啓発・育成型 4 本(全小学校巡回公演 1 本、中学鑑賞教室 3 本)
  - (c) 参加創造型 3 本公演 (まちドラ！[稽古 15 回]、演劇ワークショップ°[45 講座]、戯曲講座[12 講座])

## 【対応方針】

- ・ 施設のもてる機能と特長が、「地域創造大賞」受賞で裏付けられ、この実績を最大限生かし、特長となる事業の継続と丁寧な積み上げに主眼を置く。
- ・ 幅広いニーズに応えるべく、多様性ある事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。
- ・ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。
- ・ 育成事業を経た公演の制作展開、住民参加による作品・公演の創造を促進する。
- ・ 三股町立文化会館ブランドの構築を目指す。
- ・ お客様の信頼獲得に向け地道な努力を継続し、次のような視点を持ち、“劇



場の果たすべき役割”を意識した運営を継続する。

- (a) 開館以来育む創造性・独自性
- (b) 可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる
- (c) 劇場法に鑑みる「文化芸術拠点」
- (d) 文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生・まちづくり

#### 【令和 4 年度の取組】

- ・ 自主文化事業 18 本(155 件、6,212 人)

※総合文化施設 20 周年事業 地域参加型演劇を含む。

- (a) 鑑賞型 12 本
- (b) 啓発・育成型 3 本(小学校巡回公演 1 本、中学鑑賞教室 2 本)
- (c) 参加創造型 4 本公演(「まちドラ! 2022」[稽古 12 回]、演劇ワークショップ[55 講座]、戯曲講座[12 講座])

	R1	R2	R3	R4
鑑賞型	21 本	17 本	12 本	12 本
啓発・育成型	4 本	2 本	3 本	3 本
参加創造型	3 本	3 本	4 本	3 本
計	28 本	22 本	19 本	18 本
件数	134 件	121 件	120 件	155 件
鑑賞者	7,775 人	2,369 人	5,889 人	6,212 人

#### 【評価】

- ・ ホールでの公演だけでなく、普及・育成事業として小学校巡回公演、中学校鑑賞教室を継続して行うことが出来た。
- ・ 新型コロナウイルスの感染症対策を行いながら事業を行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染の影響から延期となっていた、総合文化施設 20 周年事業 地域参加型の演劇を行うことができた。
- ・ 三股町の特色になっている「演劇」を 20 周年事業として実施することで、「演劇のまち みまた」を発信するとともに、町民参加により、文化活動に触れる機会も創出できた。

#### 【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (イ)貸館事業

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	3	3	3	-	3	3.0
R4	3	3	3	-	3	3.0

【目的】

- ・ 次に掲げる目的において、貸館事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
  - (a) 三股町の文化芸術の振興発展
  - (b) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
  - (c) 町民福祉の向上

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 借りた側の満足度評価アンケート調査において80%以上の満足度を得る。

【対応方針】

- ・ 施設の特長ともてる機能、並びに「地域創造大賞」受賞で裏付けられた継続と丁寧な積み上げによる事業及び実績を最大限生かすことに主眼を置く。
- ・ 自主事業で培うノウハウを活かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。
- ・ 広く親しまれ愛される施設として、継続・新規を問わず貸館利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。
- ・ 事業ジャンルや規模の大小、施設の種別を問わず、主催者及び催事来客の目線に立った丁寧な業務で地道な努力を継続し、貸館利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。
- ・ 自主文化事業のノウハウを活かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。

【令和4年度の取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染の影響により、借り控えや利用キャンセル等により、例年に比べ貸館利用数が減少している。
- ・ そのような状況の中、貸館事業で下表の利用があった。

	R1	R2	R3	R4
貸館事業	132 本	50 本	67 本	76 本
日数	196 日	78 日	110 日	105 日
鑑賞者	21,657 人	3,445 人	5,797 人	10,031 人

- ・ 施設(ホール 1、リハーサル室 1、会議室 1、楽屋 4)
- ・ 利用者のアンケート調査を行った。

### 【評価】

- ・ 借りた側のアンケート等による満足度評価(数値評価)を行い、下表の調査項目全てにおいて、概ね満足であるという結果を得た。

	R1	R2	R3	R4
施設・設備について	83%	100%	100%	97%
施設・設備の料金について	83%	100%	100%	84%
文化会館スタッフの対応	100%	100%	100%	90%
舞台スタッフの対応	88%	100%	100%	92%

- ・ 表方(フロントスタッフ)及び裏方(テクニカルスタッフ)とも、利用者への積極的な支援を実践。貸館利用者満足度の向上・拡充を図った。
- ・ 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台技術の確かさで、貸館利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解を促進した。
- ・ 「再び利用したい」という志向醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただくことができた。
- ・ 大会等を主目的とする催事では、安全性と経済性の両立で貸館利用者の意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。

### 【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

### 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (ウ)開館 20 周年記念事業

### 【類型】 イベント型

## 【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	-	4	-	3	2	3.0

## 【目的】

- ・ 開館 20 周年事業にふさわしい、新たな町民参加型演劇を実施する。

## 【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

## 【令和 4 年度の数値目標】

- ・ 観客数 400 人以上を目指す。

## 【対応方針】

- ・ 広報誌・回覧・ホームページ等で広報する。

## 【令和 4 年度の取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染に気を付けて行った。

## 【評価】

- ・ 新型コロナウイルス感染の影響もあり、観客数 348 人で数値目標には届かなかったが、たくさんの町民の参加があり、特に「まちドラ！」や「みまた座」の経験者の参加が多かったことは、20 周年の歴史を感じられる、すばらしい舞台となった。

## 【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

## 【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## ②図書館の利用促進

## (ア)公立図書館運営

【類型】 サービス型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	4	4	4	—	3	3.8
R4	4	4	4	—	3	3.8

【目的】

- ・ 地域住民の生涯学習の拠点となる施設にする。

【前年度からの課題】

- ・ 図書館の入館者数や資料の貸出冊数が減少しているため、利用増加をめざす。
- ・ 小学生の資料貸出数が年々減少している。

【令和4年度の数値目標】

- ・ 図書館の入館者 125,000 人を目指す。
- ・ 年間で住民 1 人あたりの資料貸出数、6 冊を目指す。

【対応方針】

- ・ 利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらなる資料の整備と充実をめざす。
- ・ 図書館利用者の利用傾向や蔵書構成を分析しながら、購入する図書や視聴覚資料の選書を行う。
- ・ 快適な読書空間をつくり、魅力ある図書館を形成する。
- ・ 丁寧な利用案内とレファレンスサービスを行う。
- ・ 小学生の利用促進を行う。

【令和4年度の実績】

- ・ 蔵書の充実をめざし、下表のとおり図書、視聴覚資料を新たな蔵書として選書・購入し、利用者へ提供した。

		R1	R2	R3	R4
購入図書	一般書	1,672 冊	1,603 冊	1366 冊	1,406 冊
	児童書	633 冊	1,000 冊	892 冊	854 冊
	計	2,305 冊	2,603 冊	2258 冊	2,260 冊
購入視聴覚資料		46 点	61 点	41 点	42 点

- ・ 利用者が求める図書と公共図書館として所蔵すべき基本図書、両方の観点

から選書を行った。

- ・ 図書装備を入念に行って継続的な読書利用に備えた。
- ・ 的確な利用案内やレファレンスサービスができるよう、職員どうしの情報交換や研修を行った。
- ・ 開館中は、座席数を減らし利用者間の距離を保ち、手指消毒やマスク着用のお願いなどを行った。

#### 【評価】

- ・ 図書館入館者 83,690 人、資料個人貸出 99,182 点、資料団体貸出(町内幼稚園・保育園・学校・高齢者施設など)10,562 冊の資料貸出があった。住民 1 人あたりの資料貸出数 4.3 冊。
- ・ 団体貸出点数が増加した。

	R1	R2	R3	R4
開館日数	268 日	232 日	277 日	269 日
入館者数	108,591 人	70,035 人	84,848 人	83,690 人
1 日あたりの入館者数	405 人	302 人	306 人	311 人
資料個人貸出点数	120,988 点	93,627 点	107,663 点	99,182 点
団体貸出点数	9,368 点	8,076 点	8,534 点	10,562 点
資料貸出合計	130,356 点	101,703 点	116,197 点	109,744 点
1 日あたりの貸出点数	486 点	438 点	419 点	407 点

年代別貸出点数	R1	R2	R3	R4
6 歳以下	8,498	6,501	8,962	8,127
7～9 歳	10,220	7,347	9,047	8,624
10～12 歳	7,620	6,074	7,417	5,954
13～15 歳	3,249	2,092	2,026	1,934
16～18 歳	1,804	1,273	1,008	1,204
19～22 歳	1,562	1,156	1,601	1,087
23～29 歳	3,046	2,178	2,418	2,378
30～39 歳	14,864	9,502	10,838	10,009
40～49 歳	16,862	13,324	14,458	12,096
50～59 歳	10,825	8,991	9,941	9,305
60～69 歳	23,283	17,968	18,908	17,884
70 歳以上	19,155	17,491	21,039	20,580
個人資料貸出点数合計	120,988	93,627	107,663	99,182

## 【新たな課題】

- 令和 3 年度に比べて、入館者数や貸し出し点数が微減している。団体貸出数は増加しているが、目標としていた小学生の個人利用貸出数を増やすことができなかった。

## 【新たな対応方針】

- 読書傾向やよく読まれる本などを分析し、読書に興味を持ってもらえるよう小学生への読書推進を行う。

## (イ) 読書サービス、読み聞かせ活動

## 【類型】 イベント型

## 【評点】

年度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	—	4	4	—	4	4.0
R4	—	4	4	—	4	4.0

## 【目的】

- 利用者の読書意欲を促進する。
- 利用者と所蔵資料を結びつける。
- 図書館へ通うことが生活の一部となるようにする。

## 【前年度からの課題】

- 読書サービスにつながる図書館イベントに、多くの人に参加してもらい読書の大切さや楽しさを広める。
- 世代的に幅広い読書サービスを展開する必要がある。

## 【令和 4 年度の数値目標】

- 図書館利用や読書につながるイベントを 8 タイトル以上開催し、1,000 人の参加をめざす。
- 図書館司書によるおはなし会を年 20 回以上行う。

## 【対応方針】

- 図書館で実施する各イベントにさらに多くの人に参加いただけるよう、イベント内容の充実や広報活動に努める。
- 広い世代が読書を楽しめるような図書館であるために、幅広い視野で読書サービスを展開していく。
- 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱として、読書サービスを推進するイ

ベントを行う。

- ・ おはなし会の実施や読み聞かせ講座、読み聞かせ相談室など、読み聞かせボランティア団体のサポートを行う。
- ・ 読み聞かせボランティア団体と幼稚園・保育園・学校との連携を充実させ、読み聞かせ活動の推進をはかる。
- ・ 所蔵している資料について様々な展示コーナーをつくり、図書を紹介し利用者と資料を結びつける工夫を行う。
- ・ 中学生・高校生を対象とした読書サービスを実施する。

#### 【令和4年度の取組】

- ・ 図書館映写会やライブラリーコンサート、クリスマスおはなし会など17タイトルのイベントをおこない、図書館利用や読書を推進した。
- ・ こどもの読書週間では、子どもが楽しめるおはなし会や図書展示コーナーづくりなど行った。秋の読書週間では、読書感想文感想画コンクール受賞作品展示や、特別展示、雑誌リサイクルなど行った。
- ・ ボランティア団体による定期的なおはなし会は行えなかったが、図書館職員によるおはなし会(絵本読み聞かせ)や、こども園・小学校など団体来館の際に、館内見学や絵本の読み聞かせ、図書館についての話を行った。
- ・ こども園・放課後児童クラブ・学校などへの団体貸出を推進した。

#### 【評価】

- ・ 図書館イベントへの参加は、449人であった。新型コロナウイルス感染の影響により、事業を中止することもあった。
- ・ こども園、小学校など団体来館者へ図書館職員によるおはなし会(絵本の読み聞かせ)を33回行った。
- ・ 図書の展示コーナーづくりを常に行い、人と本を結ぶ取組を行えた。
- ・ 団体貸出の利用が増え、子どもたちが本に触れる環境づくりができた。

#### 【新たな課題】

- ・ 読み聞かせボランティアグループの活動が、コロナ禍以降休止状態となっており、利用者への読み聞かせ提供が減少している。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 不定期からでも、読み聞かせの活動が再開できるようにサポートしていく。



### ③文化資源の保護と活用

#### (ア)梶山城跡地整備

【類型】 創設型(平成 27～令和 5 年度(予定))

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	-	3	-	3	-	3.0
R4	-	3	-	3	-	3.0

【目的】

- ・ 町民共有の財産である文化財を保存し活用する。

【前年度からの課題】

- ・ 維持管理方法について検討する必要がある。
- ・ 調査整備を検討する組織機構がなく検討が進まない。
- ・ 現在の組織体制では事業の進捗が困難であることは従前のとおり。

【令和 4 年度の数値目標】

- ・ 創設型のため結果の評価は最終年度に行う。

【対応方針】

- ・ 梶山城跡を文化財として保存・整備計画を策定する。
- ・ 用地買収を進捗させる。
- ・ 梶山城跡の用地買収・文化財指定・発掘調査・統括に必要な体制維持に努める。
- ・ 梶山城跡調査整備検討委員会を開催する。
- ・ 発掘調査員等の人員体制構築を図る。

【令和 4 年度の取組】

- ・ 梶山城跡について用地買収を進捗させた。
- ・ 令和 2 年 2 月に調査整備検討委員会を設置し第 1 回委員会を開催したが、令和 2～4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催できなかった。

【評価】

- ・ 用地買収担当と協力先(三股町土地開発公社)との連携によって用地買収の進捗が図られた。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## (5) 社会体育に関すること

## ① スポーツ振興体制

## (ア) スポーツ少年団の支援

【類型】 支援型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	3	4	4	3	3	3.4

【目的】

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与える。
- スポーツ少年団が「スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織」となるよう育成する。

【前年度からの課題】

- 指導者の育成および資質向上を図る必要がある。
- 過熱しすぎるスポーツ活動(練習の過多)の是正にむけて、母集団(親)への指導を強化したい。

【令和4年度の数値目標】

- スポーツ少年団加入率(スポーツ少年団加入児童数/町内小学生児童数)が15%以上であることを保持する。

【対応方針】

- スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行う。
- スポーツ少年団団員綱領に基づく活動を推進する。
- 各種大会等の開催により交流の輪を広げる。

【令和4年度の実績】

- 各種目の大会が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、一部が中止となった。
- 町スポーツ少年団の行事も、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部を中止とせざるを得なかったが、新型コロナウイルス感染状況が落ちついた時期(令和5年2月26日)に「レクリエーション大会」を行い、76人の団員が参加し、交流を深めた。
- 様々なスポーツ大会が中止となったが、新型コロナウイルス感染状況が落ちついた時期に開催された大会があり、そのうち三股町スポーツ少年団所属単

位団 4 件の激励金の交付を行った。

**【評価】**

- ・ 令和 4 年度のスポーツ少年団加入率は 13.1% (258 人／1,958 人)であり、目標の 15%には 1.9%届かなかった。
- ・ コロナ禍においても一定の行事の実施を行うことができ、団員同士の交流の輪を広げることができたことは良かった。

	H30	R1	R2	R3	R4
加入児童数	315 人	291 人	272 人	250 人	258 人
町内全児童数	1,859 人	1,886 人	1,937 人	1,959 人	1,958 人
加入率	16.9%	15.4%	14.0%	12.7%	13.1%

**【新たな課題】**

- ・ 今年度の事業は新型コロナウイルスの影響により中止が多かったため、感染症対策を講じ、事業を実施できるよう検討する。

**【新たな対応方針】**

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

## ②スポーツ行事

### (ア)みまたん霧島パノラマまらそん

【類型】 イベント型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	—	4	4	—	3	3.7

【目的】

- ・ するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツを通して、地域の活性化を図る。

【前回大会からの課題】

- ・ 交通渋滞の緩和を図るため、看板設置や警備体制の検討が必要である。
- ・ 大会要項を早めに定め、「ランナーズ」などの雑誌広告や SNS などのインターネットでの宣伝を行う必要がある。
- ・ 物資の発注等のやむをえないものを除き、年度早期からの取り組みが必要である。

【令和4年度の数値目標】

- ・ エントリー者数 1,000 人を目指す。

【対応方針】

- ・ 町民が気軽に参加できる雰囲気を作り上げる。
- ・ 子どもから大人まで楽しめるスポーツイベントとして魅力をもたせる。
- ・ スポーツボランティアを通して、地域の活性化及び多世代間交流を図る。
- ・ 全国からの参加者を募り、三股町を全国へと発信し、エントリー者数、大会規模ともに発展をさせていく。
- ・ 大会当日だけでなく準備段階から、自治公民館などからのボランティアの協力を積極的に呼びかけていく。

【令和4年度の取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により、実行委員会で協議を重ねた結果、参加種目をハーフマラソンの部に絞り、令和5年1月22日(日)に「第6回みまたん霧島パノラマまらそん」を開催した。

【評価】

- ・ 令和4年度のエントリー目標達成率は 90.9% (909 人 / 1,000 人) であり、目標の 1,000 人には 9.9% 届かなかった。

- ・ コロナ禍においても規模を縮小したうえで大会実施ができ、地域の活性化及び多世代間交流を図ることができたことは良かった。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R4 年度
エントリー者数	1,895 人	1,859 人	1,945 人	1,704 人	909 人
目標数	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	1,000 人
目標達成率	94.7%	92.9%	97.2%	85.2%	90.9%

#### 【新たな課題】

- ・ 会場周辺の住民等から、まらそん実施に伴う交通規制の広報活動が不十分との指摘を受けたため、次回大会では広報活動について、今年度以上に重点を置いて実施することが必要である。

#### 【新たな対応方針】

- ・ 参加者募集の告知方法として、これまでポスターをはじめ雑誌や新聞などの誌面による広告を主軸に置いてきたが、スマートフォンなどで手軽にインターネットから情報を得る機会が増えていることから、即時性や内容修正が可能な点、ターゲットを絞り込んでの広告が可能などの利点を生かせる WEB 広告の活用を増やしていく必要がある。
- ・ まらそん実施に伴う交通規制の広報活動が不十分との指摘を受けたため、次回大会では広報活動について、より広い範囲に対して行う必要がある。
- ・ 大会参加種目を第 5 回大会以前の内容に戻し、参加者数増を目指す。

### (イ)スポーツ行事の開催

【類型】 イベント型

【評点】

年度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により採点不能					
R4	3	4	3	4	2	3.2

【目的】

- ・ 各種スポーツ行事により町民の健康増進と体力の向上を図り、町民の交流を活発にする。
- ・ スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。

**【前年度からの課題】**

- ・ ニュースポーツなどは、一時的な普及にとどまることがないよう、クラブ結成等への誘導が必要である。
- ・ スポーツがいかに心身の健康にとって大切かという点について、スポーツをしていない人々に関心をもってもらう必要がある。
- ・ スポーツ協会の活性化のために、加盟団体の増加を図る必要がある。

**【令和4年度の数値目標】**

- ・ 「町民総合スポーツ祭」に1,300人以上の参加者を得る。

**【対応方針】**

- ・ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションを普及させる。
- ・ スポーツイベントを再構築して、次の3点を強化する。
  - (a) 総合型地域スポーツクラブの育成を図る。
  - (b) 各種スポーツ大会の開催もしくは誘致を増やす。
  - (c) 異世代間の交流を図る行事を開催する。
- ・ 「町民総合スポーツ祭」をはじめとする町民参加型のイベントを充実させる。
- ・ 「健康」や「楽しみ」のためのスポーツの場をより多く提供できるよう、健康増進担当部署との連携を強化する。
- ・ スポーツと健康についての情報を発信し、生涯にわたってスポーツに取り組むよう啓発する。

**【令和4年度の取組】**

- ・ 町民総合スポーツ祭は感染防止対策を講じて競技を行ったが、新型コロナウイルスの感染拡大を理由に実施に踏み切ることができない競技が複数あった。
- ・ 町民総合スポーツ祭では、ペタンク、パークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、硬式テニスなどの屋外競技をはじめ、身体的な接触を要しないミニテニス、卓球バレー、四半的弓道、弓道などの競技は実施することができた。
- ・ 自治公民館対抗ソフトボール大会は、監督会議の数日後に新型コロナウイルス感染症の宮崎県内感染者数が過去最大に上ったため、中止となった。
- ・ スポーツ推進委員の活動に関しては、宮崎県スポーツ推進委員研究大会の参加、みまたん霧島パノラマまらそんへの参加をすることができた。
- ・ 町民体力テストは、12人の参加人数で一定の距離を保ちながら実施することができた。

**【評価】**

- ・ 新型コロナウイルス感染症への意識は変わりつつあるが、町民の危機意識がなくなったわけではないため、掲げている数値目標を達成することは困難で

あった。しかしながら、町が行う事業への参加も徐々に増加傾向にあり、呼びかけに対する反応も活発になりつつあるため一定の評価はできる。

**【新たな課題】**

- ・ 新型コロナウイルス禍におけるスポーツ活動に対して町民の意識も変わりつつあり、少しずつ活発になりつつある傾向にあるため、感染症対策を講じながら、以前に近い形で行事等を実施する方法を検討する。

**【新たな対応方針】**

- ・ 感染症で活動自粛をせざるを得ない期間が長かったことから、従前どおりの活発な活動に戻すことを当面の目標とし、特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。



## 6. 学識経験者の知見

### (1) 教育委員会の活動

教育にかかわる課題が多様化・複雑化している現状において、教育委員会が果たす役割はますます重要となり、その専門性も問われています。そのなかで、意図的・計画的に教育委員会の活動が実施されています。

今後も、事務局、首長、福祉課等との連携をさらに図って、三股町における教育的課題解決に努めていただきたい。

### (2) 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務については、そのほとんどが A 評価となっており適切に実施されています。コロナ禍によって今までに経験したことがないことにも、適正な対応がうかがえます。また、教育施策の成果を評価しながら重点政策を示すなど、その評価システムが円滑に機能されたことによって、教育委員会の事務が適切に実行されています。

### (3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

新型コロナウイルス感染症拡大による社会・経済活動の大きな制約の中、感染拡大防止と教育活動との両立をさせた事務執行となるように、努力された様子が見えます。NINO や ICT 機器の効果的な活用による「学力の向上」、いじめ、不登校問題などの「生徒指導上の課題解決」、三股町子どもの明るい未来創造事業などの「生涯学習の推進」、自主文化事業などの「文化の発展」、スポーツ少年団の支援などの「社会体育の推進」とそれぞれの分野において確実な成果がみられます。

特に、三股町教育研究所の研究知見を活用した NINO 分析に基づく児童・生徒理解、それを根拠とした指導の個別化などの指導成果がうかがえます。また、特別支援教育補助教員の配置、特別支援学級の適切な設置などによって、特別支援教育の充実を促す環境が整いつつあるようです。

このような教育をさらに充実させるためには、幼児教育の充実も欠かせません。幼保小中連携をさらに推進するとともに、本町における幼児教育推進の中核機関の設置及び専門的な立場でアドバイスをする人材確保については、さらにご検討ください。

不登校問題についても、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーやピアサポート、そして適応教室の人的な体制の充実によって、その問題解決の一端がうかがえます。このピア・サポートを充実させるためにも、教育学を学ぶ南九州大学の学生を加えてはどうでしょうか。児童生徒にとって年齢の近い存在である学生によるナナメの関係のよさを生かしたサポート体制を整えることで、不登校問題解決の一助となることが期待できます。

別表1 事務事業の「手立て」による分類

No.	類型	期間	概要	例示	特徴・備考	類型適用の注意点	R04 適用数
1	給付型	継続	物品・金銭を支給するもの。	学校給食、就学援助、奨学資金	物品・金銭の支給が業務の根幹となっており、それに付随する手続き等の諸業務で構成されている。事務事業の目的と件数や金額の増減に関連性が薄く、増減の値を数値目標とはできない。また、制度の改善も頻繁には発生せず、評価を行い難い傾向がある。	申請受付や相談など、事務事業の一部の窓口業務をもってサービス型とはしない。	0
2	サービス型	経常	教育サービスや行政サービスを定期的に提供するもの。	少人数教室、ALT、図書館、貸館	サービスを提供する要員を常に配置しておき、偶発するサービス要求に即応できる制度とするもの。象徴的なイメージは窓口業務だが、特定の業務要件を持った要員を、管理下の施設・機関に配置して特定の業務にあたらせる場合もサービス型となる。サービスは定型となる傾向にあり、改善目標などは立てづらい。また、教育行政の観点からサービス提供増が高評価とならない場合もある。	提供機会が定期的に持続するものに限る。要員配置が経常的であれば、サービス要求発生の頻度が経常的でなくても良い。	4
3	支援型	継続	団体の活動、機関間の連携、それらが開催するイベントを支援するもの。	生涯学習教室、地区・自治公民館活動、自主文化事業	概ね次の2つの形態によるもの。ひとつは複数の団体・機関等を束ねて連携を測り、方針や方向性を与え、協議の場を主催するもの、実質的な活動は団体・機関等に依頼するもの。もう一つは、他の団体・期間等が主催するイベントや事業に対して、作業的あるいは管理的な支援・補助・サポートを与えることで、事業効果を図るもの。	単に補助金等を支給するものは、給付型とすること。名義上は主催であっても、開催業務に実質的に携わっていないものは、イベント型とせず支援型とすること。	7
4	イベント型	継続	自らイベントを主催して開催するもの。	人権啓発、パノラマまらそん	常に行っているものではなく、一定の時期や間隔をもって開催する催しによって事業効果を図るもの。開催の管理をもつば自ら行うもの。開催にかかる一部の業務を委託する程度であれば、主催と考えて良い。また、開催に必要な資源を上位団体等から提供されている場合でも、主催していると考え。	月1回、年7回、あるいは年に4週間で集中的にといった、単発的あるいは間欠的に計画された提供機会であれば、サービス型とはしない。	9
5	事案対応型	継続	教育的な問題事案の発生を防止、発生した事案に対応して解決に導くもの。	不登校対応、未納滞納対策	本来では起きてほしくない事案・事象について、対処を図るもの。単純な数値評価には向かない。例えば、「いじめ」問題などでは、件数が「少ない」ということが、「認知が甘い」ためか、「発生が少ない」ためなのか、どちらでも数値として「少ない」と現れてしまうなど、件数の増減と業務への取組評価が相反する場合がある。	天候等の自然現象を起因とするもの、建物等のハードウェア起因とするもの、それらの事故などの防止対策などは管理型とする。	4
6	創設型	有期	目的物を作成するもの。または、施設・環境・体制を構築するもの。	学校ICT教育環境整備、梶山城跡地整備	事業実施の目的があり、目的達成のための期間が設定されていることが特徴。目的がはっきりしていることから、数値目標が立てやすく評価が行い易い反面、単年度での評価は進捗評価にとどまることが多い。プロジェクト型とも言える。事業完遂年度においてすぐに評価ができないこともあるため、完遂年度の更に翌年度を、評価年度として項目を残しておくべき場合がある。	期間を定めたいものは、他の分類のほうが適当となる。	4
7	管理型	経常	既存の施設・環境・体制等を保全・改修するもの。または、それらについて他者が利用するに際し対応するもの。	食衛生管理、安全確保と改修	情報収集、管理情報の蓄積、計画立案なども管理業務となる。管理型は評価が難しく、特に施設・設備などのハードウェアに絡む管理型は、当該年度における予算配分の有無に成果が大きく影響を受けるため、年度単位の評価には向かない。また、実際に改修などを行う場合は、計画立案時期を含めて複数年度の創設型として評価したほうが適切である。	他者が施設利用する場合において、提供機会が経常的なものはサービス型に分類する。	3